

国民スポーツ大会ライフル射撃競技岡山県代表選手・監督の選考基準について

令和8年4月1日
岡山県ライフル射撃協会

第1条（目的）

本基準は、国民スポーツ大会ライフル射撃競技に出場する岡山県代表選手および監督の選考について必要な事項を定め、公平かつ透明性のある選考を行うことを目的とする。

第2条（参加資格）

国民スポーツ大会ライフル射撃競技に参加する者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- 1 「国民スポーツ大会実施要領総則」に定める参加資格、所属都道府県（岡山県）および年齢基準を満たしている者
- 2 当該年度の公益社団法人日本ライフル射撃協会会員である者
- 3 岡山県ライフル射撃協会に競技者登録を行っている者

第3条（選考期間および対象大会）

選考期間は、当該年度の岡山県春季ライフル射撃選手権大会から国民スポーツ大会ライフル射撃競技岡山県予選会（以下「最終予選会」という。）までとする。

選考対象大会は次のとおりとする。

- 1 岡山県春季ライフル射撃選手権大会
- 2 国民スポーツ大会ライフル射撃競技岡山県予選会
- 3 上記期間内に実施される記録会
- 4 日本ライフル射撃協会公認 G3 以上の競技会

第4条（選考人数）

国民スポーツ大会および中国ブロック大会ライフル射撃競技実施要綱に基づき、各種目・種別ごとに選手1名および監督1名を選考する。

第5条（選考基準）

1 成年種目（CFPを除く）

最終予選会前までの選考大会における上位2回の得点の平均点と最終予選会の得点の合計得点により順位を決定し、第1位の者を選考する。同点の場合は最終予選会の上位者を優先する。

2 CFP種目

最終予選会の得点上位者を選考する。

3 少年 AR 種目

岡山県高等学校総合体育大会の得点上位者を選考する。

4 少年 BR・BP 種目

春季高校県大会および県高校総体の 2 大会の合計得点上位者を選考する。

5 選考資格の取消

候補選手が岡山県ライフル射撃協会の行動規範に反する行為を行った場合は、役員会の決議により選考資格を取り消すことができる。その場合は成績順位により繰り上げて選考する。

6 研修受講義務

選手は次の研修を受講済みであることを条件とする。

- ・インテグリティ教育
- ・アンチ・ドーピング教育

7 トップアスリート特例措置

「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」に該当する選手は、最終予選会への出場意思を表明することで優先的に選考対象とする。

ただし、中国ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手が中国ブロック大会に出場し、本大会出場枠を獲得している場合に限る。

第 6 条（選考）

代表選手および監督の選考は、岡山県ライフル射撃協会役員会において行う。

2 役員会は、最終予選会終了後速やかに開催し、選考基準を満たした選手および監督の中から、競技成績、代表としての適格性等を総合的に判断し選考する。

第 7 条（最終予選会免除）

次の者については最終予選会を免除することができる。

日本スポーツ協会が定める「トップアスリートの国民スポーツ大会参加資格の特例措置」に該当する者。

第 8 条（選考基準の公表）

本選考基準は岡山県スポーツ協会ホームページ等により公表するとともに、予選会実施要項等において周知する。

また、自然災害その他の不測の事態により予選会の開催が困難となった場合は、岡山県ライフル射撃協会強化委員会において代替選考方法を策定し、関係者に通知する。

第 9 条（代表選手および監督の決定）

岡山県ライフル射撃協会が選考した者の中から、公益財団法人岡山県スポーツ協会会長が岡山県代表選手団としての誇りと自覚を持ち、社会的規範を遵守できる者を岡山県代表として決定する。

なお、中国ブロック大会実施競技種目・種別については、原則として中国ブロック大会に岡山県代表として出場し、本大会出場枠を獲得した選手を本大会参加者とする。ただし、トップアスリート特例措置により選考された選手が国際大会等への出場のため中国ブロック大会に参加できない場合には、当該選手の競技力および国際大会等の実績、並びにブロック大会において出場枠を獲得した選手の努力および競技経験の機会等を総合的に考慮し、岡山県ライフル射撃協会役員会において判断するものとする。

第 10 条（異議申立て）

選考結果について異議がある場合は、当該選手または関係者は、選考結果公表後 7 日以内に書面により岡山県ライフル射撃協会会長に対し異議申立てを行うことができる。

2 提出された異議申立てについては、岡山県ライフル射撃協会役員会において審議し、必要に応じて再検討を行う。

3 役員会の決定を最終決定とする。

第 11 条（附則）

1 本基準は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 本基準の改正は岡山県ライフル射撃協会役員会の議決をもって行う。